

広情個審第61号
令和7年10月8日

広島市長 松井 一實 様

広島市情報公開・個人情報保護審査会
会長 田邊 誠

公文書部分開示決定に係る審査請求に対する裁決について（答申）

令和7年2月17日付け広市生第174号で諮問のあったこのことについては、
別添のとおり答申します。

（諮問第389号事案）

答 申 書

諮問のあった事案について、次のとおり答申します。

【諮問事案】

令和7年2月17日付け広市生第174号の諮問事案（諮問第389号事案）

令和6年6月26日付けの公文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対し、広島市長（以下「実施機関」という。）が、同年8月9日付け広島市指令市生第21号で行った公文書部分開示決定（以下「本件部分開示決定」という。）に対する同年10月28日付け審査請求

1 審査会の結論

実施機関が、本件開示請求に対して行った本件部分開示決定は妥当である。

2 審査請求の内容

審査請求人（以下「請求人」という。）の審査請求書における主張は、おおむね次のとおりである。

(1) 審査請求の趣旨

本件部分開示決定を取り消し、不開示とした部分を開示することを求める。

(2) 審査請求の理由

ア 広島市長は、次の理由から部分開示決定を行った。

① 広島市情報公開条例第7条第1号に該当

個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるため。

② 広島市情報公開条例第7条第6号に該当

市等の事務事業に関する情報であって、協議内容を公にすることにより、市等の事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報であるため。

イ しかしながら、広島市の議会答弁によれば、「こども本の森 広島（仮称）」は広島市こども図書館の隣地への建設や一体的な運営が想定されていることから、戦後間もない時期から子どもと本を結ぶために広島市こども図書館（前身の広島市立児童図書館を含む）が培ってきた知見や、図書館運営に多大な影響を与えることが予想される。さらに、開示された神戸市の先行事例から年間4千万円以上の維持管理費が必要と予測され、広島市の他の子どもの読書環境の整備のための施策や市立図書館行政全般への影響が考えられることから、今回の公文書情報開示請求案件は市民生活に広くかかわる公益の問題である。

ウ したがって、協議内容の大部分を非開示とした部分開示決定処分は、広島市情報公開条例第1条「この条例は、市民の知る権利を尊重し、市民に公文書の開示を求める権利を保障する等市政に関する情報の公開について必要な事項を定めることにより、市民に説明する責務が全うされるようにし、市民の市政参加を助長し、市政に対する市民の理解と信頼を深め、もって地方自治の本旨に即した市政を推進することを目的とする」の目的に違反しており、不開示とした広島市の判断は妥当ではない。

3 実施機関の主張要旨

実施機関の説明書における主張は、おおむね次のとおりである。

- (1) 請求人は、「広島市と安藤忠雄氏（安藤忠雄氏の事務所、安藤忠雄建築研究所、代理人等を含む）との交渉に係るもの全て。」について開示請求を行い、本市は、「広島市と安藤忠雄建築研究所との交渉に係る以下の書類又は記録」として、復命書、協議録及び電子メールの公文書の部分開示決定を行った。
不開示とした箇所は、「職員の連絡先」、「法人の従業員の氏名、連絡先」、「法人との協議内容」、「所感」、「こども本の森神戸への質問事項」、「こども本の森中之島への聴き取り内容」である。
- (2) このうち、「職員の連絡先」及び「法人の従業員の氏名、連絡先」については、開示することで、特定の個人を識別することができる「個人に関する情報」であることから、広島市情報公開条例（平成13年広島市条例第6号）（以下「条例」という。）第7条第1号に定める「当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。」に該当すると判断し、不開示としたものである。
- (3) また、部分開示決定時において、「こども本の森」は、その実現に向けて安藤忠雄建築研究所との協議を継続しており、協議内容は全て未確定情報である。「法人との協議内容」が公になれば、未確定情報等によりいたずらに市民に誤解を与えるとともに、本市と安藤忠雄建築研究所との間の率直な意見の交換が不当に損なわれ、今後の「こども本の森」の実現に向けた円滑な協議の遂行に大きな支障が出るおそれがあることから、条例第7条第6号に定める「市の機関又は国等が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの。」に該当すると判断し、不開示としたものである。
- (4) また、「所感」及び「こども本の森神戸への質問事項」については、公にすることにより、法人との協議内容が推測されるおそれのある情報であり、本市の「こども本の森」の整備の内容は未確定であるため、未確定情報等によりいたずらに市民に誤解を与えるおそれがあることから、条例第7条第6号に定める「市の機関又は国等が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの。」に該当すると判断し、不開示としたものである。

- (5) 最後に、「こども本の森中之島への聴き取り内容」については、「こども本の森中之島」の事務事業に関する内容であって、公にすることで大阪市における事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、条例第7条第6号に定める「市の機関又は国等が行う事務又は事業に関する情報」であって、公にすることにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの。」に該当すると判断し、不開示としたものである。

4 審査会の判断理由

当審査会は、必要な調査を行い、条例に則して検討した結果、以下のとおり判断する。

(1) 条例第1条及び第3条の規定について

条例第1条は、「この条例は、市民の知る権利を尊重し、市民に公文書の開示を求める権利を保障する等市政に関する情報の公開について必要な事項を定めることにより、市民に説明する責務が全うされるようにし、市民の市政参加を助長し、市政に対する市民の理解と信頼を深め、もって地方自治の本旨に即した市政を推進することを目的とする。」と定め、条例第3条は、「実施機関は、この条例の解釈及び運用に当たっては、公文書の開示を求める権利を十分に尊重するとともに、個人に関する情報をみだりに公にすることのないよう最大限の配慮をしなければならない。」としている。

(2) 条例第7条第1号の規定について

条例第7条柱書は、「実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。」と規定し、同条第1号は、不開示情報として、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。次条第2項において同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」と規定しているが、ただし書の規定により、次の情報は不開示情報から除くこととされている。

ア 法令（中略）の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

イ 公にすることについて、本人が同意していると認められる情報

ウ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

エ 当該個人が公務員等（中略）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

(3) 条例第7条第6号の規定について

条例第7条第6号は、不開示情報として、「市の機関又は国等が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、(中略)その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」と規定している。

(4) 本件部分開示決定における対象公文書及び不開示部分について

対象公文書は、「実施機関の職員と安藤忠雄建築研究所(以下「研究所」という。)の間で送受信された電子メール(令和5年5月30日から令和6年1月4日までの間のもの)」、「令和5年8月10日付け復命書及び別紙(こども本の森神戸への質問事項、令和5年8月8日付け安藤忠雄建築研究所との協議(要旨))」、「令和6年5月14日付け安藤忠雄建築研究所との協議内容について(概要)及び別紙(説明資料)」、「令和4年11月8日付け(同月7日付け起案)復命書及び別紙」、「令和4年11月8日付け(同日付け起案)復命書及び別紙」及び「令和5年6月1日付け復命書」の6件の公文書(以下「本件文書」という。)である。

当審査会が見分したところ、実施機関は、本件文書のうち市職員の個人メールアドレス、研究所職員の氏名及び研究所職員のメールアドレスが条例第7条第1項に、こども本の森の整備に関する協議内容等及び資料並びにこども本の森神戸への質問事項のうち質問4・質問10の項目・質問事項等・回答、こども本の森中の島への聴き取り内容が同条第6号に該当することを理由として本件部分開示決定を行っている。

以下、本件文書の不開示部分に係る不開示事由該当性について、検討する。

(5) 本件文書における不開示部分の不開示事由該当性について

ア 市職員の個人メールアドレス、研究所職員の氏名及び研究所職員のメールアドレスについて

当審査会が見分したところ、当該情報は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであることから、条例第7条第1号の不開示理由が認められる。

イ こども本の森の整備に関する協議内容等及び資料について

当審査会が見分したところ、当該情報は、こども本の森の整備についての実施機関と研究所との協議等に関するものである。また、本答申書の発出時点においても広島市でのこども本の森の整備に関する方針が公表されていないことからすれば、本件部分開示決定時において、こども本の森の整備に関する実施機関と研究所の協議内容等については未確定情報であったと認められる。

このため、本件部分開示決定時において、当該情報が公になれば、実施機関と研究所との間におけるこども本の森の整備に関する率直な意見の交換が損なわれるなど、実施機関が行う事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、条例第7条第6号の不開示理由が認められる。

ウ こども本の森神戸への質問事項のうち質問4・質問10の項目・質問事項等・回答について

当審査会が見分したところ、当該情報は、公にすることにより、研究所との協議内容等が推測されるおそれのあるものであると認められる。

イと同様に、本件部分開示決定時において、当該情報が公になれば、実施機関と研究所との間におけるこども本の森の整備に関する率直な意見の交換が損なわれるなど、実施機関が行う事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、条例第7条第6号の不開示理由が認められる。

エ こども本の森中之島への聴き取り内容について

㊦ 当審査会が見分したところ、当該情報は、大阪市が行う事務又は事業に関する内容であって、実施機関が大阪市に聴き取った内容に基づき作成された記録の一部である。

㊧ 実施機関は、当該情報を公にすることで大阪市における事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると主張するが、当審査会が実施機関に確認したところ、その主張の要点は、当該情報を開示することにより実施機関と大阪市との間の信頼関係が損なわれることにありと思料される。

当該情報については、大阪市が行う事務又は事業に関する内容であって、その取扱いに注意を要するものであることが認められることから、これを開示することにより実施機関と大阪市との間におけるこども本の森の整備に関する率直な意見の交換が損なわれるなど、実施機関が行う事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

㊨ このため、当該情報については、実施機関における事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすものとして、条例第7条第6号の不開示理由が認められる。

(6) 結論

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

別紙

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
R 7. 2. 1 7	広市生第 1 7 4 号の諮問を受理（諮問第 3 8 9 号で受理）
R 7. 7. 1 0 (第 1 回審査会)	第 1 部会で審議
R 7. 8. 1 4 (第 2 回審査会)	第 1 部会で審議
R 7. 9. 1 1 (第 3 回審査会)	第 1 部会で審議

参考

広島市情報公開・個人情報保護審査会第1部会委員名簿
(五十音順)

氏 名	役 職 名
神 野 礼 斉	広島大学大学院教授
田 邊 誠 (部会長)	広島大学名誉教授
濱 野 滝 衣	弁護士